

第19回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年5月26日(木曜日)午前10時

開催場所

THE BAGUS PLACE K-PLACE

東京都中央区銀座2-4-6

銀座Velvia館 B1F

(ご来場される場合は末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

新型コロナウイルスの感染が広がっております。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防の為の措置を講じる場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

目次

第19回定時株主総会招集ご通知…	1
株主総会参考書類……………	3
（提供書面）	
事業報告……………	25
計算書類……………	48
監査報告……………	51

株式会社エスエルディー

証券コード 3223

証券コード 3223

2022年5月11日

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目1番23号
株式会社エスエルディー
代表取締役 有 村 謙

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座2-4-6 銀座Velvia館 B1F
THE BAGUS PLACE K-PLACE
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 第19期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sldinc-ir.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の

提供書面に記載されている計算書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であります。

- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（同上）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人によるご出席は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に限らせていただきます。この場合、代理権を証明する書面として、委任状及び株主様ご本人の議決権行使書用紙をご提出ください。  
株主ではない代理人及び同伴の方など株主以外の方は、株主総会にご出席いただけません。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、現行定款第16条の削除及び変更案第16条の新設を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5条（機関の設置）<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会<br/>②監査役<br/>③監査役会<br/>④会計監査人</p>                                                                             | <p>第5条（機関の設置）<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会<br/>②監査等委員会<br/>（削除）<br/>③会計監査人</p>                                                                               |
| <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br/>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>（削除）</p>                                                                                                                                                                |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                                            | <p>第16条（電子提供措置等）<br/>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第19条（取締役の員数）</p> <p>当社の取締役は10名以内とする。</p>                                                                                                         | <p>第19条（取締役の員数）</p> <p>当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は10名以内とする。</p> <p><u>2.当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>                                                                           |
| <p>第20条（取締役の選任の方法）</p> <p>当社の取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2.取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> | <p>第20条（取締役の選任の方法）</p> <p>当社の取締役の選任については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2.取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                                                              | <p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2.監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3.任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第22条（代表取締役及び役付取締役等）</p> <p>当社の代表取締役は、取締役会の決議によって、これを定める。</p> <p>2.代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3.取締役会は、その決議によって、当社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、取締役中より最高経営責任者（CEO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。</p> | <p>第22条（代表取締役及び役付取締役等）</p> <p>当社の代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>中よりこれを定める。</p> <p>2.代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3.取締役会は、その決議によって、当社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>中より最高経営責任者（CEO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。</p>                                     |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>                                                            | <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>                                                   |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                                                                                             | <p>第25条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                                                    |
| <p>第25条（取締役会の決議の方法）</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2.当社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異義を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> | <p>第26条（取締役会の決議の方法）</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2.当社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |



| 現行定款                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第26条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>         | <p>第27条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                             |
| <p>第27条（記載省略）</p>                                                                                                    | <p>第28条（現行どおり）</p>                                                                                                                  |
| <p>第28条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                    | <p>第29条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>第29条～第30条（記載省略）</p>                                                                                               | <p>第30条～第31条（現行どおり）</p>                                                                                                             |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p>                                                                                                 | <p>（削除）</p>                                                                                                                         |
| <p>第31条（監査役の数）</p> <p><u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>                                                                    | <p>（削除）</p>                                                                                                                         |
| <p>第32条（監査役の選任の方法）</p> <p><u>当会社の監査役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>（削除）</p>                                                                                                                         |

| 現行定款                                                                                                                                                                | 変更案  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>第33条（監査役の任期）</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2.補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>              | (削除) |
| <p><u>第34条（常勤監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                   | (削除) |
| <p><u>第35条（監査役会の招集通知）</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第36条（監査役会の決議の方法）</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                               | (削除) |

| 現行定款                                                                                                                                                            | 変更案  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>第37条（監査役会の議事録）</u><br/> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                      | (削除) |
| <p><u>第38条（監査役会規則）</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                                        | (削除) |
| <p><u>第39条（監査役の報酬等）</u><br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>                                                                                              | (削除) |
| <p><u>第40条（監査役の実任免除）</u><br/> <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> | (削除) |

| 現行定款                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第41条（監査役との責任限定契約）<br/> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> | <p>（削除）</p>                                                                                                                                                      |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                           | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                                                                                                                |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                           | <p>第32条（常勤監査等委員）<br/> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                           |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                           | <p>第33条（監査等委員会の招集）<br/> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2.監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                  | 変更案                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                  | <p>第34条 (監査等委員会の決議の方法)</p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>                            |
| (新設)                                                                  | <p>第35条 (監査等委員会の議事録)</p> <p><u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> |
| (新設)                                                                  | <p>第36条 (監査等委員会規程)</p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                  |
| 第42条～第43条 (記載省略)                                                      | 第37条～第38条 (現行どおり)                                                                                                             |
| <p>第44条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> | <p>第39条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>                                                       |
| 第45条～第48条 (記載省略)                                                      | 第40条～第43条 (現行どおり)                                                                                                             |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <u>附則</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (新設) | <p><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、第19回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                      |
| (新設) | <p><u>第2条</u></p> <p><u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3.本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br>(再任) | ありむら じょう<br>有村 譲<br>(1976年10月28日)                                            | 2006年3月株式会社フードスコープ入社<br>2009年2月株式会社シークレットテーブル<br>(2013年3月に株式会社ダイヤモンドダイニングに吸収合併)<br>入社<br>2011年7月株式会社ダイヤモンドダイニング(現株式会社DDホールディングス) 転籍<br>第八事業部 事業部長<br>2016年5月同社 営業本部 副本部長<br>2017年9月株式会社ダイヤモンドダイニング(2017年9月に株式会社ダイヤモンドダイニング(現株式会社DDホールディングス)より飲食事業を吸収分割により承継) 取締役<br>営業本部 副本部長<br>2018年6月当社 取締役COO<br>2020年5月当社 代表取締役社長(現任) | —              |
|           | (取締役選任理由)<br>飲食業界における豊富な経験と実績を有しており、人格・見識ともに優れていることから、引き続き取締役として適任と判断いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当<br>社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2<br>(新任)                                                                                                                                                     | まつむら ともひさ<br>松村 智久<br>(1964年12月8日) | 1987年4月山一証券株式会社 入社<br>1996年12月Yamaichi Research<br>Europe, Senior Analyst<br>2000年1月Japan Telecom America<br>Inc., CFO<br>2001年9月同社 代表取締役社長<br>2003年4月株式会社NTTドコモ 入社<br>2006年1月Mobile Innovation<br>Company Ltd. 代表取締役社長<br>2009年12月Docomo Intertouch Pte.<br>取締役CSO<br>2012年6月同社 代表取締役会長<br>2016年8月Docomo Asia Pte., EVP<br>2019年7月株式会社Social Area Network<br>顧問 (現任)<br>2022年4月当社入社 経営管理本部<br>本部長 (現任) | —              |
| (取締役選任理由)<br>米国にてMBA取得時にファイナンスを専攻し、企業アナ<br>リストとして活躍し、その後事業会社においては財務、企画<br>及び経営に携わる等、豊富な経験と高い見識を有しているこ<br>とから、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のた<br>めに、取締役として適任と判断いたしました。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |



| 候補者<br>番号                                                                           | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3<br>(再任)                                                                           | 鹿中 一志<br>(1975年4月18日) | 2010年2月 株式会社ダイヤモンドダイニング<br>(現 株式会社DDホールディングス) 入社<br>2010年5月 同社 営業本部 第二営業統括部<br>第五営業部長<br>2011年1月 同社 営業本部 副本部長<br>2011年6月 同社 執行役員 営業本部<br>副本部長<br>2012年2月 同社 執行役員 営業支援本部長<br>2012年2月 株式会社吉田卯三郎商店 (現 株<br>式会社DDプラス) 代表取締役<br>(現任)<br>2012年5月 株式会社ダイヤモンドダイニング<br>(現 株式会社DDホールディング<br>ス) 取締役 営業支援本部長<br>2013年3月 同社 執行役員 社長室長<br>2015年3月 同社 執行役員 営業統括<br>2015年5月 同社 取締役 営業統括 (現任)<br>2016年5月 株式会社The Sailing (現 株式<br>会社ダイヤモンドダイニング)<br>取締役<br>2017年5月 株式会社ゼットン 取締役<br>2017年6月 株式会社商業藝術 (現 株式会<br>社ダイヤモンドダイニング)<br>取締役<br>2018年6月 当社 取締役 (現任)<br>2018年11月 株式会社フードビジネスキャステ<br>イング 取締役<br>2019年12月 湘南レーベル株式会社 取締役<br>(現任)<br>2020年9月 株式会社ダイヤモンドダイニング<br>代表取締役<br>2021年10月 株式会社ダイヤモンドダイニング<br>取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社DDホールディングス 取締役<br>株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役<br>株式会社DDプラス 代表取締役<br>湘南レーベル株式会社 取締役 | —              |
| (取締役選任理由)<br>飲食業界における豊富な経験と経営の実績を有しており、人格・見識とも<br>に優れていることから、引き続き取締役として適任と判断いたしました。 |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4<br>(再任) | <p style="text-align: center;">こんどう あきお<br/>近藤 彰男<br/>(1947年2月26日)</p> | <p>1969年4月東京芝浦電機株式会社（現株式会社東芝）入社<br/> 1971年2月ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）入社<br/> 1974年10月SONY Corp of America<br/> 1978年4月SONY GmbH, Group Product Manager, Audio Products<br/> 1985年4月SONY France, Director<br/> 1987年8月SONY UK, Divisional Director<br/> 1998年3月DHLジャパン株式会社取締役<br/> 1999年11月Japan Telecom America Inc. 代表取締役社長<br/> 2001年9月日本ジェムプラス株式会社 代表取締役社長<br/> 2007年1月埼玉高速鉄道株式会社 代表取締役社長<br/> 2014年6月当社 社外取締役（現任）</p> <p>（社外取締役選任理由及び期待される役割の概要）<br/> 2014年から社外取締役として、独立性をもって取締役の職務執行を監督しております。重職を歴任してきた経歴により培われた、会社経営における豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対する適切な助言が期待され、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。</p> | —              |

- (注) 1. 2022年5月11日現在での役員等の就任先に（現任）と表示しています。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 有村讓氏は、過去10年間において、2019年3月1日付で当社の親会社に該当することとなった株式会社DDホールディングス及びその子会社である株式会社ダイヤモンドダイニングの業務執行者でありました。なお、同氏の両社における過去10年間の地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
4. 鹿中一志氏は、2019年3月1日付で当社の親会社に該当することとなった株式会社DDホールディングス及びその子会社である株式会社DDプラスの業務執行者であり、過去10年間においても両社の業務執行者でありました。なお、同氏の両社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
5. 近藤彰男氏は、社外取締役候補者であります。
6. 近藤彰男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年11か月となります。
7. 当社は、近藤彰男氏との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を最低責任限度額とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、近藤彰男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社の親会社である株式会社DDホールディングスは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険の被保険者には当社及び当社の取締役が含まれます。そのため、各候補者の選任が承認された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員等の状況」の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」（41ページ）に記載のとおりであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                               | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br>(新任) | <p style="text-align: center;">きのした はじめ<br/>木下 一</p> <p>(1950年2月1日)</p>                                                           | <p>1973年4月株式会社博報堂 入社</p> <p>2003年4月株式会社アドスタッフ博報堂<br/>取締役</p> <p>2006年6月株式会社仙台博報堂<br/>代表取締役社長</p> <p>2012年6月当社 社外監査役(現任)</p> | —              |
|           | <p>(監査等委員である社外取締役選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p>豊富なビジネス経験と幅広い見識等を有しており、当社の経営に対する監査・監督機能の一層の強化への貢献を期待し、監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。</p> |                                                                                                                             |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2<br>(新任)                                                                                                                                                                                                 | <p data-bbox="357 770 528 824">ふるや なおき<br/>古屋 尚樹</p> <p data-bbox="300 837 587 880">(1979年3月13日)</p> | <p data-bbox="587 338 1230 1014">2000年10月中央青山監査法人 入所<br/>2003年4月公認会計士 登録<br/>2004年3月税理士 登録<br/>2008年10月当社 社外取締役<br/>2010年10月ユナイテッド・アドバイザーズ<br/>税理士法人 代表社員 (現任)<br/>2011年6月当社 監査役 (現任)<br/>2014年6月株式会社 Rond・スポーツ<br/>取締役 (現任)<br/>2017年2月株式会社 Rondビル<br/>代表取締役 (現任)<br/>2019年4月株式会社 Rondホールディングス<br/>取締役 (現任)</p> <p data-bbox="587 1025 1230 1339">(重要な兼職の状況)<br/>ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人<br/>代表社員<br/>株式会社 Rond・スポーツ 取締役<br/>株式会社 Rondビル 代表取締役<br/>株式会社 Rondホールディングス 取締役</p> | 20,200株        |
| <p data-bbox="300 1346 1230 1440">(監査等委員である社外取締役選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p data-bbox="300 1451 1230 1653">公認会計士、税理士として財務及び会計に関する専門知識を有しており、当社の経営に対する監査・監督機能の一層の強化への貢献を期待し、監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。</p> |                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3<br>(新任) | よしい かずひろ<br>吉井 一浩<br>(1973年4月26日) | <p>1999年4月弁護士登録、友常木村見富法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業） 入所</p> <p>2006年10月ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2007年1月アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業） パートナー就任（現任）</p> <p>2009年7月一般社団法人投資信託協会 自主規制委員会委員就任</p> <p>2013年7月同委員会副委員長就任（現任）</p> <p>2020年5月当社 社外監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士</p> <p>一般社団法人投資信託協会自主規制委員会副委員長</p> <p>(監査等委員である社外取締役選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p>弁護士として企業法務全般に精通しており、高度な専門知識と高い倫理観を有していることから、当社の経営に対する監査・監督機能の一層の強化への貢献を期待し、監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。</p> | —              |

- (注) 1. 2022年5月11日現在での役員等の就任先に（現任）と表示していません。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 木下一氏、古屋尚樹氏及び吉井一浩氏は、社外取締役候補者であります。
4. 木下一氏及び吉井一浩氏の両氏は現在、当社の社外監査役であります

が、木下一氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって9年11か月であります。また、吉井一浩氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

5. 当社は、木下一氏、古屋尚樹氏及び吉井一浩氏との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を最低責任限度額とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、三氏との間の当該契約を再締結する予定であります。
6. 当社は、木下一氏及び吉井一浩氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、古屋尚樹氏につきましても、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合には、新たに独立役員とする予定です。
7. 当社の親会社である株式会社DDホールディングスは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険の被保険者には当社及び当社の取締役が含まれます。各候補者の選任が承認された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員の状況」の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(41ページ)に記載のとおりであります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年6月29日開催の第12回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200百万円以内（内、社外取締役分は20百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や会社の業績等を踏まえた適正な水準とすることとし、固定報酬のみで構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（内、社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。



## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

## (提供書面)

# 事業報告

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府より度重なる緊急事態宣言の発出や各自治体によるまん延防止等重点措置の実施が長期間にわたり継続したことにより、国内消費は大きく落ち込みました。外食産業におきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置下において外出自粛が呼びかけられるとともに、政府や各自治体からの要請を受け、営業時間短縮や酒類提供停止の対応を行ったことから、依然として極めて厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社におきましては、「To Entertain People ～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念のもと、「楽しみに溢れた豊かなライフスタイルをより多くの人々に提案する」という経営方針を掲げ、飲食サービスの健全な成長、コンテンツ企画サービスの拡大を進めてまいりました。

#### (飲食サービス)

飲食サービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が昨秋解除された以降、当社店舗の営業時間を概ね通常どおりに戻し酒類提供の再開を行ったことで、緩やかにご来店客数が増加し既存店売上高もそれに比例して回復いたしました。しかしながら、昨年末頃より新型変異株が世界的に感染拡大し、日本国内においても2022年1月に再びまん延防止等重点措置が適用され、当社店舗の売上高が低調となる等の影響がありました。また、当事業年度においては、IPコンテンツ（アニメやゲーム、漫画、アイドル、音楽アーティスト等）を活用した常設のコラボカフェを2店舗出店したことで売上高増加に貢献しておりますが、当該コラボカフェの出店地域においても、上記非同例的な事象が生じたことで営業活動に支障をきたしました。他方、上記感染症の感染拡大に伴う経営合理化施策として不採算店舗の退店を推進しており、当サービスに係る当事業年度末の総店舗数は、前事業年度末

比で9店舗減の36店舗となっております。

これらの結果、当事業年度における当サービスの売上高は1,907百万円（前年同期比11.8%増）となりました。

（コンテンツ企画サービス）

コンテンツ企画サービスにつきましては、他社店舗の開業支援業務及び運営業務の受託等、いわゆる企業間取引（BtoB）のビジネスモデルであるプロデュース領域を主軸としておりますが、当事業年度においては新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、運営受託店舗における店舗休業や店舗営業時間の短縮等の対応がなされたことや一部受注案件の契約終了により、前事業年度と比較して当サービスに係る売上高は減少しております。他方、当サービスの売上高の一部を構成している当社公式ネットショップ（『kawara CAFE at Home』、『CheeseTable at Home』）の継続的に運営を行い、また、当該ネットショップにて取り扱っている商品を主要駅内や商業施設内の催事出店にて販売を行いました。このように主軸のプロデュース領域のみならず、他の取り組みによる規模の拡大を図ってまいりました。

これらの結果、当事業年度における当サービスの売上高は、525百万円（前年同期比13.8%減）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,432百万円（前年同期比5.1%増）となりました。利益面につきましては、店舗における従業員シフト管理の徹底による人件費の削減、各種契約の見直し等による経費の削減、また、過年度より実施している業務改善による本社費削減等による販売費及び一般管理費の適正化を推進しているものの、主に上記感染症の感染拡大に伴う飲食サービス売上高への影響により、営業損失は685百万円（前事業年度は営業損失744百万円）となりましたが、政府及び各自治体が要請した時短営業に伴う協力金（助成金収入）748百万円を営業外収益に計上したことにより、経常利益は59百万円（前事業年度は経常損失620百万円）となりました。また、上記感染症の影響を踏まえ、退店の意思決定を行った直営店舗及び収益性が低下した店舗に係る減損損失35百万円を計上したこと等により当期純利益は13百万円（前事業年度は当期純損失740百万円）となりました。

## ②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等総額は46百万円

で、その主なものは店舗設備等であり、その総額は46百万円であります。

③資金調達の様況

当社は、2022年2月28日付で当社の親会社に該当する株式会社DDホールディングスに対して第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）の方法により1,000株のA種種類株式（発行価額：1株につき800,000円、発行価額の総額：800百万円）を発行しております。当該割当の概要は、「1. 会社の現況（9）その他会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおりであります。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                      | 第16期<br>(2019年2月期) | 第17期<br>(2020年2月期) | 第18期<br>(2021年2月期) | 第19期<br>(当事業年度)<br>(2022年2月期) |
|------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)                             | 4,377              | 4,929              | 2,315              | 2,432                         |
| 経常利益又は経<br>常損失(△)<br>(百万円)               | △16                | 17                 | △620               | 59                            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失<br>(△)(百万<br>円)         | 21                 | 2                  | △740               | 13                            |
| 1株当たり当期純<br>利益又は1株当<br>たり当期純損失<br>(△)(円) | 15.75              | 1.91               | △474.73            | 8.74                          |
| 総 資 産<br>(百万円)                           | 1,390              | 1,399              | 1,597              | 1,294                         |
| 純 資 産<br>(百万円)                           | 227                | 408                | △332               | 481                           |
| 1株当たり<br>純資産額(円)                         | 162.37             | 259.80             | △214.93            | △206.18                       |

(注1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(注2) 当事業年度の1株当たり当期純利益については、当期純利益から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種種類株式に係る優先配当額を控除して算定しております。

(注3) 当事業年度の1株当たり純資産額については、純資産の部の合計額から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種種類株式に係る払込金額、優先配当額を控除して算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

当社の親会社は株式会社DDホールディングスであり、同社は当社普通株式を669,984株(議決権比率42.93%)、議決権が付与されていない当社A種種類株式を1,000株保有しております。2019年2月28日付で同社との間で当社の連結子会社化を目的とする合意書を締結し、当該合意書の効力発生日である2019年3月1日付で実質支配力基準により、当該会社は当社の親会社に該当するものであります。

#### ②親会社との間の取引に関する事項

##### (a) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

株式会社DDホールディングス及びそのグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービス等の取引がグループ内において可能な場合には、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

##### (b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、当該取引は社内規程に基づく当社独自の経営判断により、妥当な取引条件のもと行われており、当社の利益を害することはないと判断しております。

##### (c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

#### ③重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の属する飲食業界におきまして、昨今の事業環境の激化や顧客ニーズの多様化は目まぐるしく、今後もかかるトレンドは続くものと認識しております。

このような外部環境下におきまして、当社は、「To Entertain People～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念の下、飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを主軸とするコンテンツ提供事業の拡大を目指し、もって当社企業価値の最大化を図ってまいります。

上記の実現に向け、当社は、以下のような課題に取り組んでいく方針であります。

##### ①新コンテンツの開発について

当社は、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツを企画・融合させ、一般消費者及び顧客企業へ提供する点に強みを有しております。

しかしながら、時代や流行の変遷と共に一般消費者及び顧客企業の顕在的または潜在的ニーズも日々変化を続けるため、常に一般消費者及び顧客企業にとって有益な価値を提供するべく、コンテンツ企画力及び提供力の強化を図ってまいります。

##### ②顧客企業との関係充実について

当社は、高い収益成長率及びブランディング強化を維持するため、高い知的創造性を有する企業との関係充実が重要と考えております。そのような企業とアライアンスを組むことで、さらなる価値を創造し、革新的なエンターテインメントを提供してまいります。

##### ③既存事業の高収益体質化について

当社の今後の成長・事業拡大には、既存事業の高収益化によるキャッシュ・フローの増大が不可欠であると考えております。

当社独自の施策であるブランディング及びマーケティング強化による集客力向上に加え、当社グループのスケールメリットを最大限活用した商流構造の改革によるコスト削減及び店舗・人材等の経営資源の効率的活用により、各店舗の収益構造を改善し、高収益体質化を図ってまいります。

#### ④衛生管理体制の徹底・強化及び感染予防対策の徹底について

外食産業においては、店舗における食中毒の発生等衛生管理体制の不備により生じるリスクは経営に多大な影響を生じさせるにとどまらず、食品の安全性の確保は、外食産業に対する社会的な要請となっております。また、昨今では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組みも当該要請に包含されております。

当社の各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理の徹底、及び新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づく感染予防対策の徹底を行うと共に、定期的に本社人員による店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っており、今後も法改正等に対応しながらさらなる衛生管理体制の強化や当該感染予防対策を継続して行っていく方針であります。

#### ⑤人材の確保・育成に対する課題について

当社では、今後の成長・事業拡大には、人材の育成、人材の確保が必要不可欠であると考えております。

一方、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少しているため、人材の確保及び教育が経営上の重要課題であると考えております。

人材の確保については、当社の親会社である株式会社DDホールディングスグループ（以下、「DDHDグループ」といいます。）全体での採用活動に加え、自社採用ホームページを含むアルバイト採用の強化、新卒採用の計画的な拡大、管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針であります。

また、人材の育成については、DDHDグループ全体で研修等を行い、サービス力を強化すると共に、当社独自の研修プログラムを用意し、当社における企業理念の理解の深耕、店舗マネジメント手法の修得などを目的として、アルバイトを含めた全スタッフを対象とした研修プログラムや店舗でのOJT等の実施を継続していく方針であります。



#### ⑥経営管理組織充実に対する課題について

当社では、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるためにコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが必要不可欠であると考えております。そのため、今後の当社の業容の拡大に耐えうる経営管理組織を構築していくため、引き続き内部監査体制を充実させると共に監査役監査及び会計監査人による監査との連携を強化することによる三様監査の充実を図り、加えて、全従業員に対しても、継続的な教育活動を行っていく方針であります。

#### ⑦重要事象等について

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府及び各自治体より緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用がなされ、当社においては時短営業の要請に応じる等の対応を行いました。政府及び各自治体が要請した時短営業に伴う協力金の収受はあったものの、当該感染症の感染拡大前と比較すると来客数は減少し、売上高及び営業利益が著しく減少しております。当事業年度に実行した資本政策により債務超過の状況は解消されたものの、当事業年度において営業損失685百万円を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当社は売上改善及びコスト抑制を軸に、よりキャッシュ・フローを意識した経営活動を実施してまいります。具体的には、消費者の新生活様式を見据えた店舗営業施策の実施、テイクアウト・デリバリー・ECサイト運営の継続、役員報酬の減額継続、雇用調整助成金等の各種助成金の活用、時短営業要請応諾に伴う協力金の収受、支払賃料の減額等の要請、緊急経済対策に基づく社会保険料の納付猶予制度の利用、その他の費用削減等の施策について、継続して実施しております。加えて、今後の財政状態を注視しながら、当社の親会社である株式会社DDホールディングスを借入先とした親子ローン等を中心とした資金調達を検討し手元流動性を確保することで、当面の運転資金は十分に確保できる状況であり、継続企業の前提に関する不確実性は認められないと判断しております。

## (5) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社は、店舗の運営等を通じたカルチャーコンテンツ提供事業を行っており、具体的には以下の飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを展開しております。

なお、当社は単一セグメントのため、各サービス別に記載しております。

### 【飲食サービス】

当社は、業界環境及び消費者ニーズの「変化」が起こりやすい飲食業界において、「変化」を迅速に把握し、適切に対応していく環境適応力が重要と考え、創業以来「変化」が実際に発生する「現場（店舗）」における、情報収集、企画及びサービス立案、サービス提供が、柔軟かつ主導的に行われる経営スタイル（ボトムアップ経営、現場主義経営）を実現してまいりました。

当該経営スタイルの下、店舗物件の立地及び空間特性に合わせた様々なブランド（業態）の開発を行い、関東、東北、東海、近畿及び九州地域の主要都市繁華街エリアを中心に、「kawara CAFE&DINING」ブランドをはじめとするカフェダイニング業態（喫茶のみならず食事やアルコールも提供する多様性を持った飲食店業態）をメインとした飲食店舗を直営にて展開しております。

また、当社は「お客様に常に楽しんで頂くこと」をサービスポリシーとし、IPコンテンツを活用した期間限定コラボレーションイベント等を実施する直営店舗（コラボカフェ）の運営を行う等、様々なカルチャーコンテンツを取り入れた店舗づくりを行っております。

当社の店舗の主な特徴は次のとおりです。

### ①音楽（BGM）

店舗における音楽（BGM）については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼を置き、当社独自のノウハウで選定した音源等を基に、季節や時間帯、曜日をはじめとする様々な営業条件に応じて選曲を行っております。

### ②アート

#### (a) 内装

店舗の内装については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼を置いたきめ細やかな対応ができるように、原則として設計を内製化した上で、店舗

物件、エリア、立地及び顧客特性等の個別の状況に合わせたカスタマイズを実現しております。また、居心地の良さのみならず、斬新なカルチャーコンテンツを提供しております。

(b) 家具

店舗の家具については、お客様の使い心地の良さ及びファッション性を実現するために、原則として当社でデザインした質及びコスト共に適正な製品を使用しております。

③食（メニュー）

店舗において提供されるメニューについては、日常的に「現場（店舗）」において情報収集しているお客様のニーズが十分反映できるように、「現場（店舗）」参加型のメニュー開発を行っております。

季節毎に行われるメニューのリニューアルにおいて、「現場（店舗）」の意見を取り入れ開発されたメニューの加除がなされることにより、お客様のニーズや、季節感に即したメニューの提供を実現、メニューラインナップの陳腐化を回避しております。

**【コンテンツ企画サービス】**

これまでの飲食サービスに係る事業活動により蓄積されたノウハウや実績を活用しながら、他社店舗の開業支援業務及び運営業務の受託等、いわゆる企業間取引（BtoB）のビジネスモデルであるプロデュース領域を主軸として展開しております。

(6) 主要な営業所等 (2022年2月28日現在)

| 名称          | 所在地   |     |
|-------------|-------|-----|
| 本社          | 東京都港区 |     |
| 店舗<br>(36店) | 宮城県   | 2店  |
|             | 埼玉県   | 1店  |
|             | 千葉県   | 1店  |
|             | 東京都   | 18店 |
|             | 神奈川県  | 5店  |
|             | 静岡県   | 1店  |
|             | 愛知県   | 1店  |
|             | 大阪府   | 4店  |
|             | 福岡県   | 3店  |

(7) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

| 使用人数<br>(名) | 前期末比増減<br>(名) | 平均年齢<br>(歳) | 平均勤続年数<br>(年) |
|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 152 (674)   | △10           | 29.8        | 4.6           |

(注) 使用人数は就業員（正社員）数であります。なお、アルバイト、パート社員等の人員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、平均年齢、平均勤続年数は、就業員（正社員）より算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 5千5百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 3千3百万円 |
| 株式会社武蔵野銀行    | 2千1百万円 |

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

(第三者割当による種類株式の発行（デット・エクイティ・スワップ）、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

2022年1月24日開催の当社取締役会において、当社の親会社に該当する株式会社DDホールディングスに対する第三者割当の方法による種類株式（以下「本種類株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）、資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）並びに剰余金の処分を行うことを決議し、当該決議事項に関し2022年2月25日開催の当社臨時株主総会にて承認可決されました。

その後、2022年2月28日付で本種類株式の発行に関する払込が完了し、同日を効力発生日として本資本金等の額の減少並びに剰余金の処分の効力が発生しております。

これらの結果、当事業年度末における純資産合計は481百万円（うち資本金48百万円、資本剰余金415百万円、利益剰余金13百万円）となり、前事業年度末における債務超過の状況が解消いたしました。

### 【本第三者割当について】

#### ・本種類株式の概要

|                   |                                                              |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|
| 払込期日              | 2022年2月28日                                                   |
| 発行株式数             | A種種類株式 1,000株                                                |
| 発行価額              | A種種類株式1株につき800,000円                                          |
| 発行価額の総額           | 800,000,000円<br>全て金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込方法によります。       |
| 募集又は割当方法<br>（割当先） | 第三者割当の方法<br>（株式会社DDホールディングス 1,000株）                          |
| 現物出資財産の内容及び価額     | 株式会社DDホールディングスが当社に対して有する貸付金債権の元本900,000,000円のうち、800,000,000円 |

### 【本資本金等の額の減少について】

#### ・資本金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金400,000,000円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えました。

#### ・資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金600,000,000円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えました。

**【剰余金の処分について】**

会社法第452条の規定に基づき、上記本資本金等の額の減少の効力発生を条件として、当該減少によって増加するその他資本剰余金1,000,000,000円のうち、740,943,977円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしました。

## 2. 株式の状況 (2022年2月28日現在)

(1)発行可能株式総数   普通株式 4,000,000株  
A種種類株式 1,000株

(2)発行済株式の総数   普通株式 1,560,864株 (自己株式84株を含む)  
A種種類株式 1,000株

(3)株主数               普通株式       1,345名  
A種種類株式       1名

### (4)大株主

| 株主名                | 持株数                         | 持株比率   |
|--------------------|-----------------------------|--------|
| 株式会社DDホールディングス     | 669,984株<br>(A種種類株式) 1,000株 | 42.96% |
| 伴直樹                | 75,000株                     | 4.80%  |
| 中野邦人               | 50,100株                     | 3.20%  |
| 野村証券株式会社           | 50,000株                     | 3.20%  |
| 麒麟麦酒株式会社           | 40,000株                     | 2.56%  |
| S B・A 2号投資事業有限責任組合 | 35,000株                     | 2.24%  |
| 上遠野俊一              | 25,800株                     | 1.65%  |
| 福森章太郎              | 22,000株                     | 1.40%  |
| 古屋尚樹               | 20,200株                     | 1.29%  |
| 河村信宗               | 20,000株                     | 1.28%  |

(注) 持株比率は自己株式(84株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- (3) その他新株予約権等の状況  
記載すべき重要な事項はありません。



## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

| 会社における地位  | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                 |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 有村 讓    |                                                                                              |
| 取締役 C F O | 鯛 剛 和   | 経営管理本部本部長, 事業支援本部本部長                                                                         |
| 取締役       | 鹿 中 一 志 | 株式会社DDホールディングス 取締役<br>株式会社DDプラス 代表取締役<br>湘南レーベル株式会社 取締役<br>株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役               |
| 取締役       | 近 藤 彰 男 |                                                                                              |
| 常勤監査役     | 木 下 一   |                                                                                              |
| 監査役       | 古 屋 尚 樹 | ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人 代表社員<br>株式会社 Rond・スポーツ 取締役<br>株式会社 Rondビル 代表取締役<br>株式会社 Rondホールディングス 取締役 |
| 監査役       | 吉 井 一 浩 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー弁護士<br>一般社団法人投資信託協会自主規制委員会 副委員長                               |

- (注) 1. 取締役 近藤彰男氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 木下一氏及び吉井一浩氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 古屋尚樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役 近藤彰男氏、監査役 木下一氏及び吉井一浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、取締役である近藤彰男氏、監査役である木下一氏、古屋尚樹氏及び吉井一浩氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社の親会社である株式会社DDホールディングスは会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者（当社及び当社の取締役、監査役を含む）がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を補償することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該契約の保険料は、当社を含むDDHDグループ内で適切に按分を行い、各社において負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年5月26日開催の取締役会において、各取締役に対する具体的報酬額等の取扱いにつき代表取締役有村譲に一任する旨の決議をいたしました。当該報酬額の配分については、2015年6月29日開催の第12回定時株主総会において承認を受けている年額報酬の範囲内で決定いたします。当社の個人別の役員報酬等の決定については、上記方針に基づき決定することを前提に取締役会が代表取締役有村譲に一任していることから、取締役会は、当該報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

上記決定権限を代表取締役へ一任した理由は、当社の経営状況や財務状況等を総合的に判断し、各取締役の経営への貢献度等の評価を行うのは、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |            |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-------------------|-------------------|------------|------------|-----------------------|
|                    |                   | 固定<br>報酬          | 業績連動<br>報酬 | 非金銭報<br>酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 24,896<br>(2,400) | 24,896<br>(2,400) | —          | —          | 3<br>(1)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 9,600<br>(7,200)  | 9,600<br>(7,200)  | —          | —          | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 34,496<br>(9,600) | 34,496<br>(9,600) | —          | —          | 6<br>(3)              |

- (注) 1. 上記には、無報酬の取締役1名を含めておりません。  
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月29日開催の第12回定時株主総会において年額200百万円以内、また別枠でストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議をいただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。  
4. 監査役の報酬限度額は、2015年6月29日開催の第12回定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区   | 分     | 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係                                                                                                    |
|-----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 吉井 一浩 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>一般社団法人投資信託協会自主規制委員会 副委員長<br>同法人と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |

### ②当事業年度における主な活動状況

| 区   | 分     | 出席状況及び発言状況並びに<br>社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要                                                                           |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 近藤 彰男 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席いたしました。議場において、長年の会社経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                              |
| 監査役 | 木下 一  | 当事業年度開催の取締役会13回、監査役会12回の全てに出席し、常勤監査役として必要な助言・提言を適宜行っております。また、長年の事業会社における重職を歴任してきた経験・実績から、取締役や幹部社員の職務執行状況を日々確認しております。 |
| 監査役 | 吉井 一浩 | 当事業年度開催の取締役会13回、監査役会12回の全てに出席いたしました。両会議共に、主に弁護士としての専門的見地からの意見を述べる等、必要な助言・提言を適宜行っております。                               |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

①報酬等の額

| 区 分                            | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 17百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17百万円     |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

②当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び当該解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人において会計監査の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、この基本方針に基づく体制の整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じる他、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある体制の整備・運用に努めてまいります。

### 1. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①全ての役員及び従業員に、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任の達成のため、「取締役会規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。
- ②監査役は、内部監査担当者と連携して取締役の職務執行の法令及び定款への適合性について監査を行い、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ③内部監査担当者は、監査役と連携してコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ④当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うと共に、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ②取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。

- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
  - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- (6) **監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 当社は、監査役職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
  - ② 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- (8) **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- (9) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - ② 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

## (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
- ② 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は19回開催されており、経営上の意思決定が行われております。なお、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

### (2) 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は12回開催されており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人及び内部監査人、代表取締役、並びに社外取締役との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

### (3) リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、コンプライアンス規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、コンプライアンス委員会を当事業年度において4回開催し、コンプライアンス体制の構築及び見直し並びに運用状況において報告、検討を行いました。従業員に対しては、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識の向上に取り組んでおります。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保を総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な営業損失を計上していることから、誠に遺憾ではございますが、普通株式に係る配当を無配とさせていただきます。早期の復配を目指し、全社員一同業績の改善に一層努める所存です。

なお、種類株式（A種種類株式）につきましては、発行時に定められた種類株式発行要項に基づき、所定の金額の配当を実施いたします。



## 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額              | 科 目               | 金 額              |
|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>     |                  | <b>(負債の部)</b>     |                  |
| <b>流動資産</b>       | <b>899,972</b>   | <b>流動負債</b>       | <b>616,569</b>   |
| 現金及び預金            | 477,845          | 買掛金               | 54,594           |
| 売掛金               | 159,987          | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 7,140            |
| 原材料及び貯蔵品          | 17,951           | 未払金               | 127,870          |
| 前払費用              | 30,259           | 未払費用              | 244,408          |
| 未収入金              | 122,198          | 前受収益              | 2,095            |
| 1年内回収予定の<br>差入保証金 | 78,004           | 前受金               | 360              |
| その他               | 13,726           | 未払法人税等            | 5,317            |
| <b>固定資産</b>       | <b>378,389</b>   | 預り金               | 128,381          |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>87,318</b>    | 未払消費税等            | 12,130           |
| 建物                | 80,753           | 資産除去債務            | 6,428            |
| 機械及び装置            | 0                | その他               | 27,841           |
| 工具、器具及び備品         | 6,564            | <b>固定負債</b>       | <b>196,941</b>   |
| <b>無形固定資産</b>     | <b>1,995</b>     | 長期借入金             | 117,533          |
| ソフトウェア            | 1,974            | 資産除去債務            | 67,168           |
| その他               | 21               | 繰延税金負債            | 7,124            |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>289,075</b>   | その他               | 5,116            |
| 投資有価証券            | 1,500            | <b>負債合計</b>       | <b>813,511</b>   |
| 長期前払費用            | 1,667            | <b>(純資産の部)</b>    |                  |
| 敷金及び保証金           | 285,698          | <b>株主資本</b>       | <b>478,280</b>   |
| その他               | 210              | <b>資本金</b>        | <b>48,876</b>    |
| <b>繰延資産</b>       | <b>16,200</b>    | <b>資本剰余金</b>      | <b>415,808</b>   |
| 株式交付費             | 16,200           | 資本準備金             | 156,752          |
| <b>資産合計</b>       | <b>1,294,562</b> | その他資本剰余金          | 259,056          |
|                   |                  | <b>利益剰余金</b>      | <b>13,734</b>    |
|                   |                  | その他利益剰余金          | 13,734           |
|                   |                  | 繰越利益剰余金           | 13,734           |
|                   |                  | <b>自己株式</b>       | <b>△139</b>      |
|                   |                  | <b>新株予約権</b>      | <b>2,771</b>     |
|                   |                  | <b>純資産合計</b>      | <b>481,051</b>   |
|                   |                  | <b>負債純資産合計</b>    | <b>1,294,562</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年 3 月 1 日から )  
( 2022年 2 月 28日 まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 2,432,475 |
| 売 上 原 価               |         | 667,733   |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,764,741 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 2,450,601 |
| 営 業 損 失               |         | △685,859  |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 7       |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 4,239   |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 25,061  |           |
| 助 成 金 収 入             | 748,995 |           |
| そ の 他                 | 29,307  | 807,612   |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 11,721  |           |
| 支 払 手 数 料             | 12,855  |           |
| 賃 借 料 原 価             | 24,810  |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失           | 9,635   |           |
| そ の 他                 | 3,517   | 62,539    |
| 経 常 利 益               |         | 59,213    |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 減 損 損 失               | 35,075  |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 57      | 35,132    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 24,080    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 5,557   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 4,787   | 10,345    |
| 当 期 純 利 益             |         | 13,734    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本  |           |              |             |                             |             |      | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------------|----------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------|----------|------------|
|                               | 資 本 金    | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金                   |             |      |          |            |
|                               |          | 資本準備金     | その他資本剰<br>余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |          |            |
| 当 期 首 残 高                     | 48,876   | 356,752   | —            | 356,752     | △740,943                    | △740,943    | △139 | △335,454 |            |
| 当 期 変 動 額                     |          |           |              |             |                             |             |      |          |            |
| 新 株 の 発 行                     | 400,000  | 400,000   |              | 400,000     |                             |             |      | 800,000  |            |
| 減 資                           | △400,000 |           | 400,000      | 400,000     |                             |             |      | —        |            |
| 資本準備金から<br>その他資本剰余<br>への振替    |          | △600,000  | 600,000      | —           |                             |             |      | —        |            |
| その他資本剰余<br>金から繰越利益<br>剰余金への振替 |          |           | △740,943     | △740,943    | 740,943                     | 740,943     |      | —        |            |
| 当 期 純 利 益                     |          |           |              |             | 13,734                      | 13,734      |      | 13,734   |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)       |          |           |              |             |                             |             |      |          |            |
| 当期変動額合計                       | —        | △200,000  | 259,056      | 59,056      | 754,678                     | 754,678     |      | 813,734  |            |
| 当 期 末 残 高                     | 48,876   | 156,752   | 259,056      | 415,808     | 13,734                      | 13,734      | △139 | 478,280  |            |

|                               | 新株予約権 | 純資産合計    |
|-------------------------------|-------|----------|
| 当 期 首 残 高                     | 2,771 | △332,683 |
| 当 期 変 動 額                     |       |          |
| 新 株 の 発 行                     |       | 800,000  |
| 減 資                           |       | —        |
| 資本準備金から<br>その他資本剰余<br>への振替    |       | —        |
| その他資本剰余<br>金から繰越利益<br>剰余金への振替 |       |          |
| 当 期 純 利 益                     |       | 13,734   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)       |       |          |
| 当期変動額合計                       | —     | 813,734  |
| 当 期 末 残 高                     | 2,771 | 481,051  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月15日

株式会社エスエルディー  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 柴谷 哲朗 印

公認会計士 西村 大司 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスエルディーの2021年3月1日から2022年2月28日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

会計上の見積りに関する注記に記載されているとおり、会社は今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響について、既存店売上高は、翌事業年度の期央にかけて当該感染症の感染拡大前の概ね8割程度まで回復するとの仮定で固定資産の減損の会計上の見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月22日

株式会社エスエルディー 監査役会

常勤社外監査役 木 下 一 印

監 査 役 古 屋 尚 樹 印

社 外 監 査 役 吉 井 一 浩 印

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区銀座2-4-6 銀座Velvia館 B1F  
THE BAGUS PLACE  
K-PLACE (銀座Velvia館)  
電話番号 03-5524-3992



## [交通]

- JR各線  
「有楽町駅」中央口より4分・・・推奨ルート
- 東京メトロ有楽町線  
「銀座一丁目駅」4番出口より1分
- 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線  
「銀座駅」C8出口より2分